

## 美作市情報公開条例第12条第1項に基づく諮問について(答申)

平成25年6月25日

美作市長 道上政男様

美作市情報公開・個人情報保護審査会

会長 判野裕作

平成25年3月4日付美作ク建第129号に係る下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

### 記

#### 諮問第8号

廃掃法第9条の3第2項による意見書の提出について、美作市において周知等してこれを求めたが、なぜ「生活環境影響調査報告書に対しての意見書」と制限したのかが分かる書類一式(以下、「本件公文書」という。)の公開請求に対し、公開しないとした決定(美作ク建第119号)に対する、個人A<原文実名>(以下「異議申立人」という。)がした異議申立てについての諮問

(別紙)

## 第1 当審査会の結論

文書不存在のため本件公文書を公開しないとした美作市長の決定は、妥当である。

## 第2 異議申立て及び審査の経緯

### 1 異議申立人からの公文書公開請求

異議申立人は、平成25年1月15日、美作市長に対し、美作市情報公開条例(平成17年美作市条例第10号、以下、単に「条例」という。)第6条第1項に基づき、「廃掃法第9条の3第2項による意見書の提出について、美作市において周知等してこれを求めたが、なぜ「生活環境影響調査報告書に対しての意見書」と制限したのかが分かる書類一式」について、公文書公開請求をした。

### 2 非公開決定

上記1の公開請求に対し、美作市長は、平成25年1月25日、本件公文書が存在しないとして非公開とする決定(美作ク建第119号)を行った。

また、美作市長は、異議申立人に対し、当該非公開決定を通知した。

### 3 異議申立て

上記2の非公開決定に関し、異議申立人は、美作市長に対し、平成25年2月5日、本件公文書を公開することを求める異議申立てを行った。

これを受け、美作市長は、平成25年3月4日、条例第12条第1項に基づき、当審査会に対し、諮問第8号に係る諮問を行った(美作ク建第129号)。

### 4 理由説明書の提出

美作市長は、当審査会に対し、平成25年3月28日、美作市情報公開・個人情報保護審査会運営要領(以下「運営要領」という。)第3条第1項に基づき、非公開決定についての理由説明書を提出した(美作ク建第142号)。また、当

審査会は、異議申立人に対し、運営要領第3条第2項に基づき、理由説明書の写しを送付した。

## 5 意見書の提出

異議申立人は、当審査会に対し、平成25年4月24日、運営要領第4条第1項に基づき、「理由説明書に対する意見について」という表題の下、上記4の理由説明書に対する意見書を提出した。また、当審査会は、美作市長に対し、運営要領第4条第2項に基づき、意見書の写しを送付した。

## 6 審査会の開催

当審査会は、平成25年6月3日、平成25年度第1回美作市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、諮問第8号について協議を行った。

## 第3 異議申立人の主張の概要

廃掃法第9条の3第2項では、「一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。」と定められているが、美作市はこれを「生活環境影響調査報告書に対しての意見書」と狭く制限して意見書の提出を募った。

そのため、再度廃掃法第9条の3第2項に基づいた意見書提出の機会を付与すべきであると考え、異議申立ての理由とする。

## 第4 美作市長の主張の概要

美作市は、そもそも、意見書の提出を「生活環境影響調査報告書に対しての意見書」とは制限していない。

よって、本件公文書は存在しないため、非公開決定とした。

## 第5 当審査会の判断

### 1 公文書の存否の主張立証責任

文書の不存在を理由としてされた公文書非公開決定の取消訴訟において、当該公文書の存否の主張立証責任について、東京高判平成23年9月29日は、  
「開示請求の対象である行政文書を行政機関が保有していないこと(当該行政文書の不存在)を理由とする不開示決定の取消訴訟においては、開示請求者が、行政機関が当該行政文書を保有していること(当該行政文書の存在)について主張立証責任を負…うと解するのが相当である。」

「①過去のある時点において、当該行政機関の職員が当該行政文書を職務上作成し、又は取得し、当該行政機関がそれを保有するに至り、②その状態がその後も継続していることを主張立証すべきことになる。」

「開示請求者の側において上記①を主張立証した場合には、…上記②が事実上推認され、特段の事情がない限り、当該行政機関は上記不開示決定の時点においても当該行政文書を保有していたと推認されるものというべきである。これは、事実上の推認であるから、控訴人において、当該行政機関が不開示決定の時点においても当該行政文書を保有していたと推認することを妨げる特段の事情を主張立証し、保有が失われた疑いがあるとの反証を挙げた場合には、その推認が破られることになることはいうまでもない。」

と判断した。

この裁判例から、本件では、まず、

「i 過去のある時点において、美作市の職員が、本件公文書を職務上作成し、又は取得し、美作市長がそれを保有するに至ったこと」

を、異議申立人が主張立証しているかを検討し、この点が主張立証できている場合には、次に、

「ii 美作市長が非公開決定の時点においても本件公文書を保有していたと推認することを妨げる特段の事情を主張立証し、保有が失われた疑いがあるとの反証を挙げた」

かどうかを検討すべきである。

## 2 本件の検討

異議申立人は、廃掃法9条の3第2項による意見書の提出について、美作市において周知等してこれを求めたが、なぜ「生活環境影響調査報告書に対しての意見書」と制限したのかが分かる書類(本件公文書)の公開を求め、その理由として、「美作市の周知内容が『生活環境影響調査報告書に対しての意見書を受け付ける』と記載」されていたことを挙げる(異議申立ての趣旨及び理由 3項)。

この異議申立人の主張を検討するため、当審査会は、美作クリーンセンター建設室職員から事情を聴取し、実際に提出された意見書を確認した。

同職員からの説明によると、美作クリーンセンター建設室は、美作クリーンセンターの建設に際して、生活環境影響調査報告書等を美作市役所の庁舎等に備え置いたほか、美作市・勝央町の広報等を通じて備え置き的事实を施設の設置に関し利害関係を有する美作市民等に周知し、広く意見書を提出する機会を付与した。

そして、実際に提出された意見書を確認したところ、当該意見書には、氏名欄、住所欄のほかに「生活環境の保全上の見地からの意見」欄があり、当該欄に美作市民等が意見を記載する形式が採られていた。

つまり、実際に提出された意見書には、「生活環境影響調査報告書に対する意見」欄ではなく、廃掃法9条の3第2項の文言に即した「生活環境の保全上の見地からの意見」の欄があった。

また、実際に提出された意見書には、「生活環境影響調査報告書に対しての意見書」以外の意見も記載されており、美作クリーンセンター建設室は、「生活環境影響調査報告書に対しての意見書」以外の意見も含め、寄せられた全ての意見に対して回答を行っている。

これらのことに加え、その他に異議申立人の主張を裏付ける資料が何ら存在しないことも併せ考えると、美作市が『生活環境影響調査報告書に対しての意

見書を受け付ける』として意見書の提出を制限する旨、美作市民等に周知していたとは認められない。

### 3 まとめ

したがって、

「i 過去のある時点において、美作市の職員が、本件公文書を職務上作成し、又は取得し、美作市長がそれを保有するに至ったこと」

は、異議申立人において何ら立証されていないから、

「ii 美作市長が非公開決定の時点においても本件公文書を保有していたと推認することを妨げる特段の事情を主張立証し、保有が失われた疑いがあるとの反証を挙げた」

か否かを検討するまでもなく、本件公文書は存在しないと認められる。

よって、上記第1記載のとおり、文書不存在のため本件公文書を公開しないとした美作市長の決定は、妥当である。

以 上